

## 東北森林科学会 会則

第1条 本会は、東北森林科学会と称し、事務局は会長もしくは常任理事（総務担当）の所属する機関におく。

第2条 本会は、東北地域における森林・林業に関する科学の総合的發展を通じ、地域社会の生活向上と地域環境の保全をめざすことを目的とし、下記の事業を行う。

1. 講演会，研究会，見学視察等の開催
2. 機関誌および図書の刊行
3. 表彰
4. その他必要な事業

第3条 本会の会員は次のものをもって組織する。

1. 正会員 本会の趣旨に賛同し、所定の会費（年 5,000 円）を納めたもの。
2. 学生会員 本会の趣旨に賛同し、所定の入会手続きを行ったもの。
3. 賛助会員 本会の事業に賛助し、所定の会費（年 20,000 円）を納めたもの。
4. 機関購読会員 本会の主旨に賛同し、会誌の定期購読をする機関で所定の会費を納めたもの（年 6,000 円、会誌は年 2 回発行とする）。なお、大会および総会への参加、会誌への投稿権利は有しない。
5. 本会への入・退会は所定の手続きにて本人が事務局に申し出る事とする。但し、連絡なく会費を2か年以上滞納した会員は、理事会の承認を得て退会扱いとする場合がある。

第4条 本会の経費は（1）会費，（2）寄付金，（3）図書の売上金，（4）その他の収入をもってこれにあてる。

第5条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第6条 本会は年1回の総会を開く。なお、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第7条 本会は下記の役員を置き、その任期は2か年とする。

会長1名，副会長2名，理事若干名（常任理事を含む），主事若干名，監事2名。

理事，主事および監事は総会において選出し，会長および副会長は理事の互選とする。

第8条 会長は会務を統括し，本会を代表する。副会長は会長を補佐し，会長に差し支えあるときはその職務を代行する。理事は会務執行に関する事項を審議する。常任理事は会務を執行する。主事は常任理事の職務を補佐する。監事は会計および会務執行の状況を監

査する。

第9条 本会には会誌編集委員会を常置するほか、必要な場合には臨時委員会を設けることができる。委員会の委員は、理事会の議をへて会長がこれを委嘱し、委員長は会長が理事のなかから指名する。委員会の運営規則は、別途定めるものとする。

第10条 本会に顧問若干名をおくことができる。

第11条 下に掲げる事項は、総会の議決を要する。

1. 予算および決算
2. 役員を選出
3. 会則の変更

(但し、会則の変更においては、出席会員の3分の2以上の同意を要するものとする)

第12条 本会の設立年月日は、平成8年4月1日とする。

付則

1. 本会則は平成8年4月1日より施行する。
2. 改正 平成11年4月1日
3. 改正 平成12年8月17日
4. 改正 平成14年4月1日
5. 改正 平成20年4月1日
6. 改正 平成26年4月1日
7. 改正 令和2年4月1日
8. 改正 令和3年4月1日
9. 最終改正 令和7年11月8日